

論

説

十六世紀に於ける日本人奴隸問題（上）

岡 本 良 知

序 説

十五、六世紀以來ヨーロッパ人、殊にエスパニヤ人ポルトガル人がアジアとアメリカ兩大陸の航海發見の事業を進めて行つたとき、その到達した國の殆んどに於て奴隸の取引を行つた。奴隸使役の歴史は有史以來種々の形で諸國に行はれたけれども、この航海發見時代を以てその形式の上に於ても、量の上に於ても劃然たる區別が置かれる。少くとも、大洋を越えて、勞働力の不足した國へ商品の如くに輸送したのはこのときより盛になつたといつて差し支へがない。

ポルトガル人はアフリカ以東に於て、その船の達したところ、その勢力の及んだところの國人を取引し輸送したが、その船の及んだときの遲速とその後の交通の繁閑及び國の勢力の大小の程度に應じて、量と質の上に隔りがあつた。

十六世紀に於ける日本人奴隸問題

十六世紀に於ける日本人奴隸問題

二

それだから、我が日本人のみが彼等によつて奴隸として取引せられたのでもなく、日本人が他國人よりも多く舶載し去られたのでもない。併し、日本人の場合に於ては、特殊な推移を示し、異常な問題をその國々に惹き起したといふことが出来る。

日本に於ては古くより奴隸は種々の名目の下に存在した。またポルトガル人の到來以前にも、他國人によつて國外に舶載せられたであらう。併し、十六世紀後半の如く、多數に、商品の如くに取引せられて、ポルトガル人の勢力の及ぶ支那より印度にまで散置せられたのは未曾有の事に屬した。ポルトガル人としては、商人はこれによつて寡なからぬ利益を得、使役者は日本人の獨特种族性を利用して莫大な便利を享けた。これに反し、頻年の戰亂を以て社會の秩序も亂れてゐた日本では、それ故に貧民或ひは無賴の徒が己が子を賣り、或は他人の子を誘惑拐帶するの風を盛にし、それを仲介する職業も生ずるに至つて、社會的にも道德的にも少なからぬ影響を受けた。終には、この奴隸問題を周つて、阻止せんとした日本の爲政者、矯正せんとした在日本基督教宣教師と商利を目的とするポルトガル商人、便利を得た各ポルトガル植民地當局者との間に背馳抗爭を起さしめるに至つた。また、海外に定住した日本人奴隸の末は不羈放逸を以て馳驅し、諸國を騒がし、一方では十七世紀に於ける日本人發展の礎石ともなつた。

一五七一年三月十二日付ポルトガル國王ドン・セバスチアンの敕令は、ポルトガル人の日本人奴隸取引に關して現存する最古の資料である。次にその全文を譯載する。

「予國王は本敕令を見る者に知らしむ。今日まで印度地方なる日本國異敎人の奴隸に就きて行はれたる狀況、並にそれより生ずる寡からざる弊害に關して予の得たる報告により、且つ右の奴隸を（賣買すべき）正當なる理由もあらず、殊に前記（日本）異敎人改宗に對しそれに由りて故障も生ずるところあるを以て、予は向後ポルトガル人たる者は何人も日本人を購ひ若しくは捕ふるべからざるを命令す。前記日本人を購ひまたは捕ふることあらば、購ひまたは捕はれたる者は放免せらるべく、尙捕へ購ひたる者はその全財産沒收の罰を受くべし。然るとき、その財産の半部は予が國庫に、半部はそれを告發する者に歸屬す。（下略）」

この敕令の内容より推定すれば、この敕令發布の以前に、この日本人奴隸問題をポルトガル國王に報告した文書があつた筈である。それは、ポルトガル人が日本人を購買し或ひは拘禁した狀況を述べ、且つ基督教布敎に寡なからぬ障害となる所以を陳じて、ポルトガルの印度當局者または本國政府のそれに對する干渉を希望したものであつたに違ひない。乃ちその報告者が在日本耶蘇會宣敎師より發せられたことは甚だ留意に價する。

國王の敕令の日付は日本の元龜二年の初に當り、未だポルトガル船の長崎入港に至らぬ前であつたから、耶蘇會の報告はそれよりも少くとも三年以前に發せられたに違ひない。それ故に、ポルトガル人の横瀬浦貿易時代遅くも福田入港の初の頃には、盛に日本人奴隸を取引し海外に舶載したと認めねばならない。而かも、耶蘇會の留意を喚びその禁止を本國へ具申するに至つたことを以て見れば、日本人賣買または拘禁が決して小規模に止つてゐたとは思はれない。横瀬浦貿易時代即ち一五六〇年代の初に既に日本人奴隸取引が盛行せられたとすれば、一五五〇年代より引き續き來り、一五四〇年代の終りに既に發端したものであつたかも知れないと推測することは必ずしも無理ではない。

(1) Archivo Portuguez-Oriental. Ed. de I. H. da Cunha Rivara.

Nova-Goa, 1869—76. Fasc. V, Pt. II. pp. 791, 792.

十六世紀に於ける日本人奴隷問題

四

前掲した一五七一年の敕令公布以後その影響に就ては、一六〇三年日本人奴隷問題に關する印度ゴア市よりポルトガル國王への陳情書に、「過ぎたる年月の間終始該（一五七一年の）敕令によりて何等改善せらるるところあらず、今日まで該敕令の實施を妨げたる次第は當地に於て今日顯はれたり。」⁽²⁾と見え、一六〇五年の同じき陳情書に、「過ぎたる三十數年間（該敕令は）更に實施せらるるところなく、また副王にしてこれを履行せしめんと命じたるものもあらざりき。」⁽³⁾と記述せられたところを以て知られる如く、ポルトガルの印度及び各植民地當局者、航海司令官もそれを見、ポルトガル商人も全くこれに拘泥することなく、寧ろ漸々奴隷取引を發展せしめた。思ふに、敕令を發布した本國政府に於ても當時多くの法令にして東印度に於て遵守せられるところ少なかつた如く、その勵行を豫期してゐなかつたかも知れない。また植民地當局者、航海司令官の如きはそれを以てポルトガル人の商利の一部を殺ぎ、奴隷使役者に不便を與へることを寧ろ避くべきものと考へたかも知れない。

日本に於ては奴隷取引の行はれた九州の諸侯は、恐らくその事實を認めてゐたであらう。認めてゐたとすれば、何等かの處置をそれに講じたであらうか。その資料は今日存在してゐないが、想像するに、これらの諸侯はポルトガル人の來航交易を渴望したから自領民を奴隷たらしめる賣買掠奪を批難し禁止することを能はずして暗黙のうちに認め、またときには貧しい領民を見ることが土芥の如くにしてその賣買を意に介しなかつたか、それともその取引が全く諸侯の留意に上る程著しくなかつたから、その處置を講ずるに及ばなかつたのであらう。豊臣秀吉の九州征伐のとき直にその事實を知つて禁令を發したところより考へれば、諸侯の留意に上らない程著しくなかつたとは思はれないから、孰れにしても暗黙のうちにその取引を認めてゐたと見なければならぬ。これを想へば、當時私戰策謀に寧日

(2) Ibidem. Fasc. I, Ft. II, p. 125.

(3) Ibidem. p. 157.

ない戦國の諸侯とはいへ、唯一人の温かい血を有した者のなかつたことを嘆ぜざるを得ない。

この状態で秀吉の九州征伐のときに及んだ。「九州御動座記」に載せる大村由巳の書翰の一節に次の消息がある。

「後戸・平戸・長崎杯にて、南蠻舟村毎に完備して、其國之國主を傾け、諸宗を我邪法に引入、そのみならず、日本仁を數百男女によらず、黒舟へ買取、手足に鐵の鎖りを付け、舟底に追入、地獄の苛責にもすぐれ、其上牛馬を買取、生ながら皮を剥ぎ、坊主も弟子も手ずから食し、親子兄弟も無禮儀、只今世より畜生道有様、目前之様に相聞候、見るを見まねに、其近所の日本仁何も其姿を學、子を賣り親を賣り妻女を賣り候由、つく／＼被^レ及^ニ聞召^一（下略）」⁽⁴⁾

大村由巳は九州征伐中秀吉の座側に侍した人であつたといふから、その書に報じた如く、秀吉の左右の人々も考へ、また秀吉自身もそれに近い感懷を得たと見られる。殊に「つく／＼被^レ及^ニ聞召^一」の語はそれを肯定せしめるに足るものである。果してさうだとすれば、大村由巳の續いて述べた如く基督教宣教師の追放が令せられたと同時に、日本人賣買に對しても何等かの處置がとられなければならなかつた。

秀吉が九州統一の後博多に在つて初めて基督教禁止を命ずるに當つて、在日本耶蘇會の主腦者パードレ・ガスパー・コエリヨに四箇條の詰問をなした。その一箇條に、「何故ポルトガル人は日本人を購ひ奴隸として船に連れ行くや。」とあることは、一五八八年二月二十日有馬發のパードレ・ルイス・フロエスの書翰⁽⁵⁾に見える。この一箇條に對し、パードレ・コエリヨは次の如く答へた。

「ポルトガル人印度にて奴隸として賣らんために日本人を購ふを（耶蘇會の）パードレ等は阻止するに怠らざりし

(4) 徳富猪一郎氏著、近世日本國民史豊臣氏時代乙篇 386-387頁

(5) Cartas de Japam, ed. de 1598, Evora. fl. 208

十六世紀に於ける日本人奴隸問題

六

なり。然れ共、若し殿下にしてその臣下に對してこの交易を禁じ、それに就きてその諸港に良き法令を與られんか、この紊亂を容易に矯正し能ふべし。」⁽⁵⁾

これに由つて見れば、秀吉は親しく九州に至り海外貿易の實狀を聞知するに及んで、晴天の霹靂の如くに、その著しい弊害の事項を耶蘇會に詰問した。當時長崎に於て盛に行はれた日本人賣買の如きは秀吉並にその周圍の人々に最も大きな不快感を與へた一であつたことは明かである。秀吉は、群小の九州諸侯と異なり、利己のために貧民の不幸を見通すことが出来なかつたといふより、日本民族の誇りを傷つけられるものと見做したのであらう。それだから、この事實に着眼するや迅速に矯正せんと欲した。而して、秀吉のみならず、當時の日本人の大部分は耶蘇會とポルトガル人は相寄り相扶けてゐたことを知つてゐたから、ポルトガル商人の非行を耶蘇會に歸してそれを難じたのである。耶蘇會の秀吉に對する返答を見れば、耶蘇會はポルトガル商人と區別して見らるべきを明かにし、従つて耶蘇會としては、それまでに既にポルトガル人の所業を大に指彈し、人身賣買を禁壓するに努力したことを主張し、且つ秀吉の權力を以てこれに干渉して禁絶の目的を達することも嫌はない態度を示した。その點に於ては、「斯る事實如何に同人種の行爲なりとて、同業者の行爲たりとて、同類の行爲たりとて、平氣にて、知らぬ顔にて、默視して居たとは、耶蘇教の宣教師として、甚だ不都合ではない乎。」⁽⁶⁾と責めるのは皮相の見解たるを免れない。耶蘇會の返答は必ずしも一時遁れの語でもなく、責任轉嫁の言と解すべきでもない。前に一五七一年ポルトガル國王をして日本人賣買禁止の敕令を公布せしめたのも在日本耶蘇會であり、その後も恐らくはポルトガル商人に直接に勸告し、或は間接に制肘する何等かの手段を講じてゐたであらう。それに關することは一五九八年の決議書を除いてその始めより終りに

(6) 徳富氏、前同書 387頁

至るまで、在日本耶蘇會の書翰年報に一言も漏らさなかつたから、一五七〇年前に國王へ報告したと推定する如く、恐らくは其後に於ても何等かのことをなしたと推測出來ぬことがない。一五九八年の決議書に據つて見ても耶蘇會士が衷心より日本人奴隸の取引を絶滅せしめんと欲したことは明白である。併し耶蘇會はポルトガル商人を強制する權力を有しなかつた。それだから、或ひはポルトガル國王の禁令を求め、また秀吉の詰問に遭つて反つてその權力の發動をも厭はなかつたのである。一五九八年の奴隸貿易者破門決議書中次の如く記載したのは在日本耶蘇會の傳統的な主張であり説明であると見られる。

「日本人奴隸を禁止すべき第二の理由は司教並に福音の奉務者の立場より採られたるものなり。若し、日本人にして斯くの如く多數の同胞の毎年外國人の奴隸となるために誘拐せらるるも（我等が）敢て寛恕するを見んには、基督教徒は勿論異教徒たる日本人も、我が聖福音の奉務者（の心事）を憎惡するに至るは蓋し當然ならん。太閤様も一度ならずその事實を憤滿せるなりき。」（太閤様の）禁令は頗る公正にして嚴重なれば、人身賣買を辯明するの如何に困難なるかは認められざるべからず。」⁽⁷⁾

これらの言と一五七一年勅令の要旨に見れば、耶蘇會の奴隸禁止を欲する動機は、人道上の立場よりしたといふ外に、その布教上に支障を生ずるの點に多大の理由があつた。それは、商人が商利を追ふ如く、植民地當局者がその住人の便宜を圖る如く、宗教家が布教の利を主張したものと見られたに違ひない。従つて、商人も植民地當局者もその立場を擁護せんため、耶蘇會のその點に於ける利己心に對抗し、容易に日本人奴隸廢止を諾はなかつたのであらう。併し、その間道義の維持者として耶蘇會が東印度に働いた唯一の存在であつたのを無視しなければ、耶蘇會の主張そ

(7) Leon Pagés, Histoire de la Religion Chhetienne au Japon. Paris, 1869. II, p. 75.

(8) Ibidems p. 79.

のものが、必ず利己心のみに由ると考へられるものではない。日本人奴隷貿易と殆んど不可分な關係を示したポルトガル商人の不品行の不斷の批難者は耶蘇會であり、基督教的精神を抱いた有識者であつた。次に、彼等の批難した二、三の例を擧げる。

一五八三年媽港を出發して印度に向つたシマン・フェレイラの船が途中大暴風雨に遭つてマラツカに近くジオホル河沖の暗礁に乗り上げた。晴穩の日に、案内に通じてゐる海上にそのことの生じたのは、「(その船に便乗してありたる支那・日本往來の)商人等が神を怖るるなくして、色白く美しき捕はれの少女等を伴ひ、多年その妻の如くに船室に容れ妾として同棲したる破廉恥なる所業を、神も罰せんと欲せられし所以ならん。この明らさまなる大罪は神より明らさまなる大罰を加へらるべきなり。それ故に、諸人をして自ら神の嚴しき力を恐れしめんため、この支那・日本の航海に數多の財多き船を失はしめ、以て諸人に感銘せしめたるなりき。また、(支那・日本の)地方に於ては他の如何なる國々に於けるよりも(ポルトガル人の)淫逸なる行爲多かりしかば、神そこに數々の颱風を喚びて、それらの者を威嚇し罰し、かの恐るべき惡天候を以てその怒を多分に示さんとせらるる如きは疑あらざるべし」⁽⁹⁾

この記事の編述者は當代在印度の官吏であつたが、基督教の立場より日本・支那に交易するポルトガル商人の淫蕩な生活を極度に難じた。而して、この記事に於て留意すべきは、ポルトガル人が少女即ち女奴隷とその船室に同棲した猥雜な所業を特筆して罵つたことである。そのいふ女奴隷が航海の過程より見て支那人か若しくは日本人であつたに違ひない。またこの記事の後半に於ては、それまで多年の間ポルトガル人が、そのやうな紊れた船中生活をなし、

(9) Diogo de Couto, Da Asia. Dec. X. Lisboa, 1788. Cap. XIV. p. 364

また日本・支那の港にあつても極端に放逸な行をなしてゐたことを指摘した。

次は一五八七年十月二十五日付で在日本耶蘇會の首腦者パードレ・ガスパール・コエリヨが、次の如く豊臣秀吉の耶蘇會追放を令するに至つた原因を報じた。

「(太閤様の武士等)その用務を帯びて長崎に至らば、ポルトガル商人の放縱なる生活の實見者たるべきなり。太閤様曰く、宣教者は聖教を布くと雖も、その教を明らさまに實行するは彼等商人なりと。彼等商人は若き人妻を奪ひて妾となし、兒童を船に拐かし行きて奴隸となすを以て、多數の人は寧ろ死を撰びて處決するあり。平戸にては長崎に於けるよりも商人自由なれば従ひて放逸なり。蓋し、長崎に於ては破門を怖れてときに愼む者あれども、平戸にては、司教の名に於て彼等を滯留せしめざるの禁制布かれたれども、我等の敵(松浦鎮信)大にポルトガル人の貿易を庇護するに因る。⁽¹⁰⁾」

前引した一五九八年の在日本耶蘇會破門令議決書中にも、ポルトガル人の不品行を指摘してゐる。

「これらの(ポルトガル人)下僕は購買したる少女等と放縱なる生活をなして、破廉恥の模範を示し、その或る者は媽港への渡航船中船室に伴ひ行くこともあり。予は日本異教諸國にてポルトガル人の少年少女(奴隸)を募集せんため廣く散在し、異教人自らもそれを甚だ無自覺なる如く生活するところに至りて犯す不品行をこゝには擧ぐるを敢てせざるべし。⁽¹¹⁾」

これらの記述を見れば宛然として現時の惡徳な女工募集者が募集した少女等に犯す惡業に似てゐる。人の妻をすら横奪する者があつたのである。ポルトガル人の素行は極度に紊れてゐたことは想像に餘りある。現時に於て不品行な

(10) L. Delplace, *Le Catholicism au Japon*. Bruxelles, 1909.

I, p. 244 所引。

(11) L. Pagés, *Ibidem*. p. 76.

十六世紀に於ける日本人奴隸問題

一〇

下級海員・行商人に徳を説いてこれを反省せしめることの不可能の如く、當時耶蘇會の宣教者がポルトガル商人の放逸な所業を擯斥し、矯正せんと欲して能はなかつたのは必ずしも不誠意であつたからではない。

翻つて、當時の長崎・平戸等の港市に於ける日本人の生活を想像するに、果してこれらの不品行なポルトガル商人と甚だ相違ある生活をなしてゐたであらうか。屢々戦亂と掠奪の巷と化した村落城地の庶民が秩序正しく身を修めて世に處してゐたであらうか。一部のポルトガル商人の如き極端な程度に達しなくても、紊亂した世に紊亂した生活をなしてゐた者も多かつたことは推察に難くない。ポルトガル商人の場合に於ては、耶蘇會士の基督教勸善の精神に出で、日本人布教に對する障害となつた故に、特にその不品行を指摘攻撃したが、日本人の場合に於ては常住の行爲として目立つこともなく咎められるところもなかつたに違ひない。それだから、耶蘇會士がポルトガル人の不品行と人身賣買とを以て、秀吉の基督教迫害の主要な原因となすは勿論當を得てゐない。耶蘇會士の他を批難したのは殆んど布教上の利己的立場よりなしたから、奴隸取引禁壓の場合に於ても、必ずしも一貫した態度を續けることが出来なかつたのであらう。

豊臣秀吉は耶蘇會への詰問の一項に奴隸問題を加へて何等かの處置を期待したかも知れぬが、耶蘇會の返答に依つてか、それともその始めよりの意志の存するところあつてか、自ら權力を發動せしめてそれを禁壓した。前引一五九八年の破門令議決書には次の如くその次第を傳へた。

「太閤様は、シモにて毎年多數の日本人のポルトガル人に賣らるるを聞きて烈しく怒り死刑を以てこれを禁じたりき。⁽¹²⁾」また、「太閤様は長崎の地方に於て、日本人にして(奴隸を)賣る者、賣却の仲介をなす者に、その禁令の實

(12) Ibidem p. 73.

施せらるべきを屢々承認せり。それらの者のうちにはポルトガル人のその船に往復するに役立てたる舟の所有者にして磔刑せられたるあり。これ蓋し、(それを犯す)者をして極度の恐怖を抱かしめんためなり。販賣者の死刑せらるるとき買収者も亦同じき罰を受くべきが日本の慣習なれば、買収者たるポルトガル人に對してもその法令の行はれんこと甚だ恐れらるるところなり。殊に太閤様に代りてシモの諸國の奉行たる寺澤殿、最近に於て日本皇帝の人身賣買を禁止したると、その法令はその禁を犯す者には假令外國人たりとも施行せらるべきを告示にて知らしめたるに依る⁽¹³⁾」

この様子では秀吉の禁令が嚴重に施行せられた。少くとも秀吉の在世中は長崎の奉行旨を奉じて緩嚴時に應じ外國人に日本人の賣られるのを絶滅するに努めたであらう。併し、秀吉の元來の方針は、基督教を壓迫してもポルトガル人の通商を歡迎し、寧ろ從來以上に盛大ならしめることであつたから、この禁令は賣却者及び仲介人たる日本人の上に勵行せられても、原動的の買収者たるポルトガル人には嚴重に適用せられず、なし能はなかつた。寺澤廣高等がポルトガル人に對しても違犯者を處罰すると告示したと見えるのは、思ふに、それを以てポルトガル人を怖れしめ自ら奴隸貿易を罷めるに至らしめやうとの政策に出でたのであらう。それ故に、遂に秀吉の嚴令も充分にその力を發揮し日本人の海外輸出を絶滅せしめることが出来なかつた。これ蓋し、その能動的立場にあつたポルトガル人の所業を看過して、受動的な立場にあつた日本人の違反者をのみ罰したからである。若し秀吉にして、ポルトガルにとつても日本通商は最も重要な利源の一であつて如何なる犠牲を拂つてもそれを維持しなければならない事情に精通してゐたならば、ポルトガル人をして奴隸取引の禁令を違犯すれば嚴科を蒙り引いてはその日本通商に影響するところ大なるも

(13) Ibidem p. 78.

のあることを豫知せしめ、また遠慮なく彼等の違犯者を罰することによつて、徹底的な禁絶を遂行し得たであらう。前引一五九八年の破門令議決書には、その點に關するポルトガル人側の懸念と警戒を次の如く表はした。

「若しその禁令をポルトガル人にも適用せられんか、そはこの（ポルトガル）國民の致命的打撃たるべし。また若し太閤様にしてポルトガル人の大膽にその法令を犯すを知らば、それを忿りて、嘗て土佐に着きたる船サン・フェリツペに行ひたる如く、支那よりの（ポルトガル）船を拿捕する口實となすことあらん。そは媽港の市にとりても全印度にとりても一方ならざる損害ならん⁽¹⁴⁾」

兎に角、日本人奴隷貿易がその後依然として行はれたのは、もとよりポルトガル人の方に大部分の罪があり、また日本の社會的事情にも原因が歸せられるが、秀吉の禁令勵行の不徹底にも因るのである。長崎の爲政者は、そのやうにポルトガル商人を罰し得なかつたが、一方ではポルトガル人の日本通商の根據地たる媽港の當局者に意を通じ、それによつて間接に目的を達しやうとした。前引の破門令議決書に次の如く見える消息は、媽港の當局者が、日本の爲政者の意に添ひ、日本人取引を中絶をしめやうとしてとつた手段を記載したものである。

「長崎奉行ともいふべきオトナは（ポルトガル人の）奴隷買収によりて生ずる弊害を書面を以て媽港の市會並にときに支那に在りたる司教ドン・ペドロ親下に通告せり。これ乃ち、當（日本）司教より今我等の述ぶる破門令を宣告せしむる一動機なりとす。また媽港の統治者は、約定にて支那（媽港）のカピタン・ジエラルたるヌーノ・デ・メンドンサに、嚴重なる罰を以て（日本人の）少年少女の舶載を許諾せざるべきを強制するに怠りあらざりき⁽¹⁴⁾」

豊臣秀吉の日本人賣買禁止の後、耶蘇會に於てもそれに刺戟せられて、ときの日本司教ドン・ペドロ・マルチーネ

(14) Ibidem p. 78.

スの初回のポルトガル人日本人賣買禁止破門令を布くに至つた。前引一五九八年破門令議決書に次の如くその次第を記載した。

「(ルイス・デ・セルケイラ) 猊下の前任者司教ドン・ペドロ猊下は、その始めに於ては久しき年月に経験せられ如く少年少女を購ひて日本國外に輸出するに際し彼等のためにその勞務の契約に署名しまたは彼等のうちの或る者に署名せしめて認可を與へられたりと雖も、日本來任後この國の事情に通じ、この奴隸及びその勞務年限より生ずる弊害を看取せられ、印度へ出發するに前だちて一の破門令を認められたり。その破門令は前頃當市(長崎)にて公布せらる。該令には、その權を司教獨りに保留し、その行爲自體によりて受くる破門の罰を以て、凡そポルトガル人にして日本より少年少女を購ひ船載するを嚴禁し、尙その罰に加へて、買はれたる者(を解放する)の損害以外に各少年少女一人毎に十クルザードの罰金をも課せられたり。その命令の甚だ嚴重なるは、蓋し、該破門令中に、助祭と雖もまた日本に位置を有する何人と雖も、唯一人の奴隸買収にも許可を與ふる能はずと宣告したる程なりき⁽¹⁵⁾」

この記述に依れば、ドン・ペドロ司教の破門令公布以前にあつては、ポルトガル人の奴隸船載は耶蘇會の認許を得てゐたのである。乃ち、一五七一年のドン・セバスチアンの敕令の原動者であつた耶蘇會自らポルトガル商人と恐らくは止むを得ずして妥協し、その敕令を省みなかつたが、秀吉の詰問に遭つて耶蘇會の生存のために、同じく禁止法令の發布を見てポルトガル人の通商の前途を慮るために、再び元來の精神に歸りこの問題に干涉し、前代に見られぬ基督教破門といふ嚴罰と罰金とを科してポルトガル人を矯正しやうとした。そのために一方では、この司教ドン・ペ

十六世紀に於ける日本人奴隷問題

一四

ドロはポルトガル國王へその間の情況を報じ、併せて國王の權力を以て禁止せんことを請ふた一五九六年十月二十三日付の一書を呈した。それには、ポルトガル商人の貪欲な所業が宣教を妨害するの甚だしいこと、日本航海のカピタン・モールをして國王の名に於て長崎のポルトガル人に嚴正な裁判をなさしめること、その敕令の違犯者に對する最高裁判權を日本司教に保持せしめることを求めた。⁽¹⁶⁾併し、「この司教死去せられたれば、從ひてその名に於て公布せられし破門令は満期となりて廢止せらるる」⁽¹⁵⁾に至り、短かい年月にしてそれも終つたのである。その後任司教パードレ・ルイス・デ・セルケイラは日本來着の二年後一五九八年、前任者の發布した破門令の復活を望み、在日本耶蘇會の首腦者會議を招集して諮問し議決した次第は、乃ちレオン・パジエスの著書に佛譯して載つてゐる一五九八年の破門令議決書に悉すところである。この議決書にその復活に至るまでの經過を次の如く述べた。

「(協議會臨席の)諸パードレは日本の深き經驗を有し且つ前記(前任)司教猥下の(破門令を)制定せられしは事甚だ重大なるものに因り、また日本人朝鮮人奴隷及びその勞務年限の問題は諸パードレも判斷せし如く、印度並に支那は勿論ヨーロッパに在りて神を畏るる學識深き人も批難する如く、甚だ疑ふべく慎重なるべきことなりと考へたり。この特殊なる事項に就き現司教の得られたる情報に依りて、諸パードレ各々その意見を吐露せんこと、司教の任務を遂行するに能ふる且つなさざるべからざるもの、前記破門令に定められたる罰を以て更にその破門令を更新するの適切なりや否やを議せんことを諸パードレに求められたり。而して、諸パードレの意見を知りたらば司教自らも決定せらるべきものを述べしと。深奥なる討議を経て司教猥下及び諸パードレは満場一致を以て二事を決定せられたり。その第一は、この奴隷賣買より生ずる無數の罪惡と道義の紊亂とに對し必要なる手段をとる

(16) L. Delplace, *Ibidem.* II, p. 71.

は正當なる司教として猊下の權限にあること、またそれを達成せんため前記破門令を同じき罰則を付して新に制定公布し、奴隸の名目に於ても被買收者を日本より舶載するに細心を以て認可を與へざるべきことなり。その第二はこの罪惡を更に有効に絶滅するため猊下は情況を（ポルトガル）國王陛下に開陳し、神の御爲めにも陛下の領國のために、陛下の發奮を熱心に刺戟し奉るべきことにして、蓋しそは日本人開放に關する亡き國王ドン・セバスチアンの制定し給へる法令をポルトガルに於ける如くこの印度・支那・日本の諸國にても遵守せられんため、新にその法令を公布し將來に實施せしむるを命令ありて陛下の勢威を以てこの問題に干渉し給ふの緊要なる所以を陛下の勅慮に入れ奉るの目的なりとす。⁽¹⁵⁾

この第二次の破門令は、ドン・ペドロ司教の制定した第一次のそれと内容が同じく、一方ではポルトガル國王に訴へてその權力の發動を請ふたことも前任者の處置を踏襲したのである。

日本人奴隸貿易に對する、日本爲政者の處理、耶蘇會の方針は以上に略々悉したから、次に、これに反對な立場にて奴隸舶載を繼續しその利益を收めたポルトガル人側の意見を檢せねばならぬ。ポルトガル商人のこの問題に關する意見を書いたものは無いけれども、前記の一五九八年在日本耶蘇會の破門令決議書が發表せられ、ポルトガル國王へ禁止の敕令公布を請ふて發令に至つたとき、印度ゴアの市民が日本人奴隸使役者の側より耶蘇會の意見を反駁し、國王にその禁止すべからざる所以を陳じた長文の二通の書があるから、これを奴隸取引存續主張者の代表的意見として次に紹介する。その一通は一六〇三年、一通は一六〇五年に國王に上呈せられた。

一六〇三年の書翰の一節。

十六世紀に於ける日本人奴隸問題

十六世紀に於ける日本人奴隷問題

一六

「臣等が陛下に書を奉りたる後、また當市にて載荷したる船二艘昨十二月二十九日出帆したる後、臣等の任期の最終日たる本日當市は副王アイレス・デ・サルダーニヤの一命令を公布したる由の報知を得たり。そは陛下の一訓令を當市に公告すべきを命じたるものなり。その命令に由れば、亡き國王ドン・セバスチアンの三十三年前に發布し給ひし一勅令を確認し、日本諸國の異教人を購ふを禁ぜらるるなり。蓋し、(前王ドン・セバスチアンの)勅令の効果に對する多分の報知と該勅令の實施を妨ぐべき多くの事實及び眞想の沈黙とを以て耶蘇會のバードレ等の請願ありたるに依る。それらの事は、過去の永き間隱蔽せられたりと雖もその間絶えて該勅令を更新すべき法令を發せしめずして今日に至るまでその施行を妨げたる狀態は當地にて顯はさるるところありき。而して、その制禁として示すところは、該勅令公布以後は前記の日本人の解放を將來に向ひて言明するのみならず、現時當(印度)領國に奴隷たる者も解放せらるべきを添加す。そは當領國民に大なる苦痛を與ふるものなれば、當市民は呼號急要の意を以て當市會に集合したり。そは乃ち陛下の禁令と訓令に托する副王アイレス・デ・サルダーニヤとこの件に關し臣等を遣はして商議せしむるの仕儀に至りしなり。問題は甚だ重大にして而かも臣等今日任期を終らんとし、この禁令の實施せらるるときに生ずべき弊害に就きて詳細なる報告を陛下に能く上るの期間もあらず。差し當りては、當領國及び諸市の名にて、臣等の言の届くまで、果して遵守し得るやを決定せらるるまで、その禁令を止めんことを命じ給はり、併せて副王をして臣等に奴隷買收の權利を認めしめらるるやう御恩寵を下し給はらんことを陛下に希ふの外術もあらざるなり。臣等は民事裁判所に於てこの禁令を阻止したりと雖も、副王は臣等にそれを認むる能はずと宣べたり。斯くの如き命令に同意するの神の掟も人界の法則もあるべからざるは、蓋し、當領國の如き大なる一領國が、久しき年に互りて百萬若しくはそれ以上の資金を投じて購ひ、且つ日本の基督教を治むる耶蘇會の司教並に諸バードレ等よりその標章ある封印の書と證明書とを以て承認せられたる奴隷を奪はるるに至るを、陛下の御承諾あらせらるるは、臣等の了解し難きものなればなり。(下略)」

一六〇五年の書の一節。

「昨年當市は、亡き國王ドン・セバスチアンの日本人を奴隷たらしめざるため、奴隷たりし者を解放せんために發布し給ひし一

勅令の實施を耶蘇會の諸バードレの企てたる次第を陛下に報じ奉れり。該勅令は過去三十年間施行せらるるなく、副王にして施行せしめんと命じたる人なきは、神並びに陛下への御奉公の旨に悖り、基督教を害ふこと大なるとまた諸多の關係に響くところ多きを了解したる故なりき。然るに彼等（諸バードレ）は副王アイレス・デ・サルダーニヤの治政にそれをなすの最も有利なる機會あるを知り、該勅令の公布を命じ、且つこのときに當りてそれに就きて（反對を）請願する者ありとの報知なきに乘じ、當領國の反對を阻みて陛下より暗黙の確認を得、遂にそれを公告せしめたり。蓋し、そは當市の豫てより陛下に指摘し上りし諸理由によりて阻止したるものなりき。既に奴隸の解放せらるべきを議するは、元來その奴隸たるに善意を以て購はれたるなれば、凡そ正義に反すると考ふべき事なり。奴隸には莫大なる資金投ぜられたれば、それがために千乃至二千クルザードの損失を受くる者あり、而かも少數なるべからず。（下略）⁽¹⁸⁾

この二通のゴア市より國王への陳情書によつて知られることは、在日本耶蘇會破門令議決書並に國王への請願書の故に、日本人奴隸取引禁止の敕令が發せられ印度に於て公布せられんとしたとき、ゴア市民が市民會を開き強硬な反對を聲明して市會の代表をして副王にその敕令實施の撤回を交渉して承諾せられず、遂に國王を動かしてその目的を貫徹せんとした熱意の強さである。ゴア市民は、日本の國情の變化と爲政者の方針を省ず、耶蘇會の處置が日本の國情に添ふため止むを得ないものであつたことを了解せず、單に布教上の利害打算よりポルトガル商人並びに奴隸使役者の立場を無視したと解した。それには、勿論一面の真相が含まれてゐたに違ひないが、また他面より見れば、耶蘇會に理由ある點を推察せずに耶蘇會以上の利己的な主張をなした頑迷さがあつた。市民の意見は、飽くまで奴隸を莫大な資金を以て購つたことが善意の契約であり、正義に従ひ、神の掟にも人界の法にも反せぬから、如何にしても奴隸解放を肯ふべきでなく、寧ろその禁止令こそ取りやめらるべきであるといふ。その理由とするところの尙委細に論

(18) Ibidem p. 157.

ぜられてゐるのは後説に譲るが、結するところ、奴隷によつて多大の勞務の補給を得てゐたものを奪はれまいといふ立場より發してゐた。現代の思想より見れば、このゴア市民の奴隷禁止反對意見は甚だしく矛盾してをり不正當であるけれども、奴隷取引の盛に成り行かうとする濫觴期の當時にあつては、奴隷存在の當然な社會的經濟的理由と正當觀念の上に立つてゐたからこのやうに強硬に主張し得、禁止を欲する反對派を壓倒してその努力を空しくせしめたのである。

ゴア市民のこのやうな主張は、同様に日本人奴隷を使役してゐたマラツカ市民、媽港市民にも抱かれたに違ひない。ポルトガル商人の日本に往來した者は更に強硬な意見を有つてゐたに違ひない。併し、今日それを徵すべき資料が見られぬから、推定に止める。

日本人奴隷問題に關するポルトガル國王及び印度副王の態度は、前掲の諸文書によつて推測せられる如く、常に他動的であり、耶蘇會に動かされて二度またはそれ以上に互つて禁止の敕令を發したけれども、それを勵行する誠意を有しなかつた。思ふに奴隷禁止を是非徹底せしめるとの考へは勿論抱かれなかつたであらう。換言すれば奴隷の存在を必然的に肯定してゐたに違ひないが、耶蘇會の日本布教の都合と日本國情の推移に従ひその通商上に影響するを怖れて都合に任せときに禁令を發したといふべきであらうか。

日本人奴隷の舶載に關聯して、支那人朝鮮人をもポルトガル人が盛に取引したことを挙げねばならぬ。大量に賣買した支那人の場合に於ては日本人と幾分似た事情の下に、同じい時代に奴隷取引禁止令が布かれ、これを周つて利害關係の衝突が生じたことは、一五九五年のポルトガル國王の支那人奴隷賣買禁止敕令⁽¹⁹⁾、一六一三年に於ける官權の媽

(19) Ibidem. Fasc. III, pp. 537, 538.

港市への詰問状⁽²⁰⁾と媽港ポルトガル人の返答、一六一三年の印度副王の布令⁽²¹⁾、一六一四年の同國王より印度副王への訓令⁽²²⁾によつて明かに知られるが、日本人の場合と異なる點は、掠奪によるものが多く、十七世紀に入つてはマニラへ主として賣られたこと、支那官憲の抗議の嚴重なるに拘らず、日本人のときよりもその禁止令が行はれない程度が甚だかつたことであり、耶穌會士の介在がなかつたことである。朝鮮人の場合に於ては、全くそれと異なり、朝鮮征伐後日本に於て日本人の如くに賣られたのであつた。前出の一五九八年破門令決議書に述べるところは次の如くである。

「朝鮮人（奴隷）の多數は六年前乃ち日本人の朝鮮を征服し始めたるときより支那より來る（ポルトガル）船にて舶載せられたり。」「（この朝鮮の役に於て）日本人は多數の朝鮮人を捕虜となして日本に連れ行き僅かなる價にて賣りたり。そのときに當りて、ポルトガル人の奴隷と交易すべき生絲を積みたる船の着く港長崎附近の多數の日本人は、朝鮮人を買ひてこれをポルトガル人に轉賣せんため諸地方を巡りて探求し、更に日本人に征服せられし朝鮮の諸領土へその住民を掠奪せんために渡り行きて、多數の朝鮮人を殘忍にも殺戮せるもありき。これらの日本人はその動機としては、（朝鮮人を）ポルトガル人に轉賣して莫大なる利益を占めんと志の外有せざりしなり。」⁽²³⁾

（つゞく）

(20) Antonio Bocarro, Decada 13 da Historia da India. Lisboa, 1876. II, 1 p. 725-726, 731-732.

(21) Archivo Portuguez-Oriental. Fasc. VI, p. 946.

(22) A. Bocarro, Ibidem. I, pp. 381-382,

(23) L. Pagés, Ibidem. pp. 72, 73.